

檜葉町復興推進計画

平成30年1月19日
福島県檜葉町

1. 計画区域

檜葉町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、福島第一原子力発電所の事故が発生し、町内のほぼ全域が警戒区域に指定される未曾有の事態となった。平成27年9月5日をもって避難指示は解除されたものの、多くの町民が避難先に居住しており、現在の町内居住者数は30.85%である2,203人に留まる（H29.12.31現在）。このような中、当町の経済の一刻も早い復興を図るため、中核的産業を担いえる企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目的とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当町における地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、当町の化学工業における中核的企業が実施する化学工場の新設を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を推進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当町に新規設立を予定している、豊田通商(株)が過半数を出資予定の企業（以下「対象事業者」という。）が、当町山田岡字仲丸内において化学工場の新設に必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当町における化学工業は、町内の製造業における従業者数において第 1 位となる見込みの中核的産業である。また、本事業は当町の化学工業の従業者数において 100%となる見込みの対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても 50 名の新規雇用を予定している。

従って、本事業による雇用機会や経済効果は大きく、目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ること」を達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社みずほ銀行、株式会社東邦銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援助利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者の新設する工場は、化学工業の分野において当町の中核的産業と成る規模のものであり、檜葉町復興計画における“持続可能な産業への転換”に大きく寄与するものである。また、当該工場では 50 人の新規雇用を予定しており、当町の雇用需要を大きく増加させるものである。

こうしたことから、当該計画の実施は、地域経済の活性化及び雇用機会の創出に結びつくものであり、これらの効果は、当町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、当町、福島県、檜葉町商工会、株式会社みずほ銀行、株式会社東邦銀行、豊田通商株式会社を構成員とする檜葉町復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。